

(改正後全文)

## 福島県保育所設置認可要綱

### 第1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下、「法」という。）第35条第3項又は第4項の規定による保育所の設置、及び同条第6項又は第7項の規定による保育所の廃止、休止等については、法、児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）（以下、「規則」という。）、福島県児童福祉法施行細則（昭和27年4月11日福島県規則第22号）（以下、「細則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第2 保育所設置の指針

- 1 保育所の設置については、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針（平成26年7月2日内閣府告示第159号）に即して、市町村が定める子ども・子育て支援法第61条第1項の市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）に適合することを原則とするものとする。
- 2 保育所の設置認可の申請があった場合は、市町村計画に適合することを確認するため、当該保育所が設置される予定の市町村長に対し、保育所の設置に関する意見書の提出を求めることとする。

### 第3 保育所設置届出・認可申請に係る審査等

保育所設置届出・認可申請については、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日福島県条例第87号。以下「最低基準」という。）、その他関係法令等に定めるもののほか、次の事項について審査するものとする。

#### 1 定員

- (1) 保育所の定員は、20人以上であること。
- (2) 地域の保育需要を考慮して、建物、設備及び職員配置等に関する基準を遵守の上、各年齢の定員を定めること。ただし、当該人員は、最低基準を下回らない範囲内で弾力的に運用することができること。

#### 2 設置経営主体

保育所の設置経営を行う者は、市町村が設置経営する場合を除き、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人又は私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人であること。ただし、次の要件のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれにも該当することにより、保育所を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

ア 保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号、社援発第 0524008 号雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に定められた要件を満たしている場合は、この限りでない。

イ 保育所の当座の運営資金として、設置しようとする保育所の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(2) 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有していること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 実務を担当する幹部職員が、次のいずれかに該当し、かつ社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(ア) 実務を担当する幹部職員が保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）において 2 年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(イ) 経営担当役員者に社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。

イ 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(4) 法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと。

(5) 直近の3会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該設置経営主体の全体の財務内容について、3期連続した損失を計上していない等、財務内容が適切であること。

### 3 設備

- (1) 最低基準に定める乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）、屋外遊戯場の面積は、年齢別の定員と開所日における年齢別の入所予定児童数を比較していずれか多い方の数により算定すること。
- (2) (1)の児童数は、乳児室の場合、満2歳に満たない児童のうちほふくしない児童の数、ほふく室の場合、満2歳に満たない児童のうちほふくする児童の数とすること。また、新たに設置する場合及び乳児室の床面積の変更を伴う増改築を行う場合は、乳児室の面積は、ほふく室の面積同様に満2歳に満たない児童1人につき3.3㎡以上であること。
- (3) 新たに設置する場合及び保育室の床面積の変更を伴う増改築を行う場合は、満2歳以上の幼児に係る面積は、常時保育を行う部屋のみで、幼児1人につき1.98㎡以上という基準を満たすことが望ましいこと。
- (4) 保育室等（特に、乳児室及びほふく室）は、特別の理由のない場合は1階に設けることが望ましいこと。なお、保育室等を2階以上に設ける場合は、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」（平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2に定める事項を遵守すること。
- (5) 乳児の保育を行う保育所にあつては、調乳室及び沐浴室の設置に努めること。

### 4 職員配置

- (1) 最低基準に定める保育士の数は、年齢区分別の定員と開所日における年齢区分別の入所予定人員を比較していずれか多い方の数をそれぞれ年齢区分別の保育士の配置基準数で除した数（小数点以下第1位未満の数があるときは、これを切捨てて得た数）を合算して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）を基本とすること。ただし、その数が2を下回るときは2とすること。  
(算式)  $(\text{乳児} \div 3) + \{(1 \text{ 歳児} + 2 \text{ 歳児}) \div 6\} + (3 \text{ 歳児} \div 20) + (4 \text{ 歳以上児} \div 30)$

なお、開所時間内の全ての時間帯において保育児童数に応じた保育士の数の基準を満たし、かつ、少なくとも 1 か月間の勤務体制を組める数の保育士を確保すること。

(2) 最低基準に定める保育士は、子どもを長期間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり望ましいこと。ただし、次の条件の全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に、常勤の保育士以外の保育士のうち短時間勤務（1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務）の保育士を充てても差し支えないこと。

ア 保育所本来の事業の円滑な運用を阻害せず、保育時間や保育所児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られること。

イ 適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

ウ 常勤の保育士が各組や各グループに 1 人以上（乳児を含むグループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が 2 人以上の場合は、2 人以上）配置されていること。

エ 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。なお、その確認は、下記の算式によって得た数値（以下、「常勤換算値」という。）によること。

また、常勤の保育士以外の保育士のうち短時間勤務でない保育士についても、短時間勤務の保育士の常勤換算と同様に取り扱うこととし、最低基準上の定数の一部に充てても差し支えないこと。

(算式) 常勤の保育士以外の保育士の 1 か月の勤務時間数の合計

／各保育所の就業規則等で定めた常勤保育士の 1 か月の勤務時間数  
＝常勤換算値（1 未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）

(3) 乳児 4 人以上を入所させる保育所にかかる最低基準上の保育士定数については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限って、保育士とみなすことができるものとする。なお、乳児を入所させる保育所にあつては、乳児保育に経験を有する保育士の配置及び保健師、看護師又は准看護師の配置に努めること。

(4) 調理員を配置すること。ただし、最低基準第 46 条に定める事項を遵守して調理業務の全てを委託する場合は、調理員を置かないことができる

ものであること。

(5) 嘱託医及び嘱託歯科医を配置すること。

(6) 保育所の長は、できる限り専任の者を配置すること。それが困難な場合には、これに代わる施設管理体制がとられるよう必要な措置がとられていること。

(7) 最低基準の附則第 16 条において、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者は、厚生労働省が定める子育て支援員研修のうち、専門研修で地域保育コースの分類である地域型保育又は一時預かり事業を修了し、子育て支援員研修修了証書の交付を受けた者とする事。

#### 5 幼稚園との施設等の共用化

保育所と幼稚園の施設等の共用化に当たっては、文部省初等中等教育・厚生省児童家庭局長連名通知「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」（平成 10 年 3 月 10 日文初幼第 476 号・児発第 130 号）ほか関連する通知によること。

#### 6 保育所分園の設置

保育所を設置する市町村又は法人等が分園を設置しようとする場合は、「保育所分園の設置運営について」（平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号厚生省児童家庭局長通知）別紙「保育所分園設置運営要綱」に定める事項を遵守していること。

#### 7 夜間保育所の設置

夜間保育所の設置認可等の取扱いについては、「夜間保育所の設置認可等について」及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 30 日児保第 15 号厚生省児童家庭局保育課長通知）によること。

#### 8 非常災害に関する計画

各保育所の置かれた状況に応じて、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに具体的な計画を立て、これに対する不断の注意を払うこと。

### 第 4 認可の条件

社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、以下の条件を付するものとする。

- (1) 最低基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 33 条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- (4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに、別紙 3 の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び別紙 5 の借入金明細書、及び別紙 6 の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- (5) 毎会計年度終了後 3 か月以内に、次の書類を知事に提出すること。
  - ア 前会計年度末における貸借対照表
  - イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
  - ウ (3)に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度の資金収支計算書等

ただし、(4)による場合は、資金収支計算書等に代えて資金収支計算分析表
  - エ 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における別紙 3 の積立金・積立資産明細書

また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙 5 の借入金明細書、別紙 6 の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書
  - オ 保育所を経営する事業に係る現況報告書（参考様式第 5 号）
- (6) 法第 58 条第 1 項の規定を踏まえ、保育所が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることがあること。

- (7) (6)の命令を受けた保育所がこれに従わないときは、期間を定めて事業の停止を命ずることがあること。
- (8) (7)の命令を受けた保育所がこれに従わず、他の方法により運営の適正を期することができないときは、当該保育所の設置認可の取消しを行うことがあること。
- (9) 当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込がないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討することがあること。

## 第5 既設の保育所に対する指導

この要綱の施行前に既に認可を受けている保育所の設置者のうち、社会福祉法人以外の者に対しては、第3の2の(1)から(5)に掲げる基準を充足するよう指導するものとする。

## 第6 設置等の手続き

### 1 設置届出・認可申請の手続き

- (1) 保育所を設置しようとする市町村は、児童福祉施設設置届出書（細則第16号様式）に別紙1「保育所設置届出（認可申請）添付書類一覧」及び別紙1に掲げる書類を添付し、設置を予定する日の2月前までに、当該市町村を所管する県保健福祉事務局長を経由して知事に提出するものとする。
- (2) 保育所の設置認可を受けようとする者は、児童福祉施設設置認可申請書（細則第17号様式）に別紙1「保育所設置届出（認可申請）添付書類一覧」及び別紙1に掲げる書類を添付し、保育所が所在する市町村に提出するものとする。

提出を受けた市町村は、認可を受けようとする日の2月前までに、申請内容を確認のうえ当該市町村を所管する保健福祉事務局長を経由して知事に提出するものとする。
- (3) 市町村は、前各号の児童福祉施設設置届出書又は児童福祉施設設置認可申請書を提出する場合、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - ア 保育所設置に係る意見書（様式第4号）
  - イ 保育所入所児童及び保育需要等の状況調（様式第5号）

### 2 設置届出・認可事項変更の手続き

- (1) 規則第 37 条第 4 項又は第 5 項の規定により市町村が行う変更の届出は、児童福祉施設（構造、運営方法、責任者等）変更届出書（細則第 18 号様式）に別紙 2 「保育所変更届出事項確認表」及び、別紙 2 に掲げる書類のうち変更届出事項にかかるものを添付し、当該市町村を所管する県保健福祉事務局長を経由して知事に提出するものとする。
- (2) 規則第 37 条第 5 項又は第 6 項の規定により市町村以外の者が行う変更の届出は、児童福祉施設（構造、運営方法、責任者等）変更届出書（細則第 19 号様式）に、別紙 2 「保育所変更届出事項確認表」及び、確認表に掲げる書類のうち変更届出事項にかかるものを添付し、保育所が所在する市町村に提出するものとする。

提出を受けた市町村は、届出内容を確認のうえ当該市町村を所管する保健福祉事務局長を経由して知事に提出するものとする。
- (3) 市町村は、変更届出事項が保育所定員の変更であるときは、次に掲げる書類を届出書に添付するものとする。
  - ア 保育所定員変更に係る意見書（様式第 7 号）
  - イ 保育所入所児童及び保育需要等の状況調（変更）（様式第 8 号）
- (4) 前各号の届出書類は、変更の事実が発生する予定の日の 1 月前の日までに知事に提出するものとする。ただし、次に掲げる事項を変更する場合にあっては、変更のあった日から起算して 1 月以内とする。
  - ア 名称、種類及び位置
  - イ 保育所を設置する者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類
- (5) 保育所分園を設置しようとする場合は、基本計画の段階等、事前に協議したうえで前各号の書類を提出するものとする。

### 3 廃止・休止の手続き

- (1) 保育所を休止又は廃止しようとする市町村は、児童福祉施設（廃止、休止）届出書（細則第 20 号様式）に、廃止を議決した条例（又は条例案）の写し等を添付し、休止又は廃止しようとする日の 1 月前までに、当該市町村を所管する県保健福祉事務局長を経由して知事に提出するものとする。
- (2) 認可を受けた保育所を休止又は廃止しようとする者は、児童福祉施設（廃止、休止）承認申請書（細則第 21 号様式）に次に掲げる書類を添付して、保育所が所在する市町村に提出するものとする。



ア 廃止又は休止を決定した議事録の写し（法人の場合のみ）

イ 財産処分 of 具体的方法

ウ 職員の退職後の状況

提出を受けた市町村は、休止又は廃止しようとする日の1月前までに、申請内容を確認のうえ次に掲げる書類を添付して、当該市町村を所管する保健福祉事務所長を経由して知事に提出するものとする。

ア 保育所廃止、休止にかかる意見書

イ 入所児童の受入れ計画

(3) 原則として、休止は1年を超えない期間を停止することとし、これを超える場合は廃止とする。ただし、知事が特別な事情があると認める場合にはこの限りでない。

(4) 建物設備について国庫や県の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ知事等との必要な協議が完了していなければならない。

## 第7 施行期日

この要綱は、平成12年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月29日から施行し平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行し平成28年4月1日から適用する。